

第9回 議会改革特別委員会

開催日 平成23年12月14日（水曜日）

出席委員 委員長：鈴木和彦 副委員長：望月厚司

委員：松谷 清 鈴木節子 早川清文 繁田和三 山根田鶴子 尾崎剛司  
遠藤広樹 三浦雅司 遠藤裕孝 佐野慶子 白鳥 実 石上顕太郎  
近藤光男 栗田知明 片平博文 沢入育男

その他の出席者

議長：剣持邦昭

副議長：井上恒彌

議題

1 第2章「市議会及び市議会議員に関する規定」について

・「第2章 市議会の活動について（考え方）」

資料1

・「第2章 市議会議員の活動について（考え方）」

資料2

・「第2章 会派について（考え方）」

資料3

2 第3章～第7章までの章別協議事項について

資料4

\*調査票（2）「章別協議事項一覧」

新規提案について、各会派の考え方を記載し、12月27日（火）までに事務局に提出

3 次回の開催日について

（1）第10回の委員会

日時 平成24年1月11日（水）午前10時～

（参考）以降の日程について

日時 第11回 平成24年1月25日（水）午前10時～

第12回 平成24年2月13日（月）議案説明会終了後～

第13回 平成24年2月29日（水）午前10時～

第14回 ~~平成24年3月21日（水）午前10時～~~

平成24年3月22日（木）午後1時30分～に変更予定

## 協議内容

### 1 第2章「市議会及び市議会議員に関する規定」について

#### §「第2章 市議会の活動について」⇒下記のとおり決定

##### (市議会の活動)

市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。

#### §「第2章 市議会議員の活動について」⇒下記のとおり決定

##### (市議会議員の活動)

市議会議員は、自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 自らの議会活動を市民に説明すること。
- (4) 自らの資質の向上に努めること。

#### §「第2章 会派について」⇒下記（案1）のとおり決定

##### 案1（会派）

市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

⑨ 政治倫理規定については、特に規定する必要がないとする会派と、規定したいとする会派に分かれたため、今後、全体を調整する中で必要に応じ協議することに決定。

---

### 2 第3章～第7章までの章別協議事項についての主な意見

#### ○自民党

- ・議会活動に関する報告会、市民等の参加による意見交換会は開催が難しい。地域住民に関係が深く、関心の高い事案について「出前委員会」を開くことで対応したい
- ・審査に関する資料の要求を条文化したい
- ・一問一答方式は条文化ではなく、わかりやすい質疑を心がける等の文言にする

#### ○新政会

- ・ 反問権（趣旨の確認）の付与
- ・ 文書による質問権を一定の制約のもとに盛り込む
- ・ 議員が政策形成段階から参加するため、審議会等に参加する
- ・ 一問一答制も選択制で認める
- ・ 大規模災害時の議会や議員の対応を条例に盛り込みたい
- ・ 議員の定数は、人口、議案件数、議会の監視機能等の確保を検討の上で定める
- ・ 正副議長の選出過程の透明化

#### ○公明党

- ・ 委員会審査における持ち時間制の採用
- ・ 議会広報紙に発言議員名を掲載
- ・ 正副議長の選出過程の透明化

#### ○共産党

- ・ 議員相互の自由討議を盛り込む
- ・ 議員間で自由に討論を行う公開の政策討論会の実施
- ・ 一問一答制も選択制で認める
- ・ 個人質問の持ち時間を統一する
- ・ 委員会での所管事務調査の実施
- ・ 全議員（会派）参加による議会運営（非交渉会派の意見の尊重）
- ・ 委員外議員の発言

#### ○静友クラブ

- ・ 議員別の賛否を公表
- ・ 反問権（趣旨の確認）の付与
- ・ 一問一答制も選択制で認める

#### ○虹と緑

- ・ 議会活動に関する報告会の開催、公聴会、参考人制度の活用
- ・ 文書質問制度の導入
- ・ 議決事件の拡大（行財政改革推進大綱）
- ・ 一問一答制も選択制で認める
- ・ 委員会での所管事務調査の実施
- ・ 議会独自の審議機関、附属機関の設置
- ・ 本会議での発言時間の延長（最低1人30分）

- ・議員発議は2名以上から
- ・議事録の早期の提供
- ・市長部局等関係の附属機関に議員は参加しない

○市民自治福祉クラブ

- ・各章ごとに必ず基本原則をうたう
- ・政務調査費の使途の透明化
- ・一問一答制の選択制と質問時間を1人30分認める

○市民クラブ

- ・議会活動に関する報告会、市民等の参加による意見交換会は必要に応じて開催する
- ・反問権（趣旨の確認）の付与
- ・議員請求資料の提出
- ・一問一答制も選択制で認める
- ・委員会での所管事務調査の実施
- ・調査機関の設置

○清庵クラブ

- ・政策調査機関の設置

---

2 第3章～第7章までの章別協議事項について

資料4

\*調査票（2）「章別協議事項一覧」

新規提案について、各会派の考え方を記載し、12月27日（火）までに事務局に提出

---